

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。東京都の平成24年度・25年度の保険料は、均 等割額が40,100円、所得割率は8.19%です。均等割額と所得割額の合計額が、保険料となります。

保険料額決定通知書と納入通知書を7月13日(金)に送付します。4月以降、すでに保険料が年金から天引 きされている方には7月20日(金)に送付します。

#### 均等 割 額

被保険者1人当たり

40,100円

### 割 額 +

賦課の基となる所得金額※

8.19%

## 年間保険料額

1人当たりの限度額 55万円 は、前年の総所得金額、山林 所得金額、株式・長期(短期) 譲渡所得金額などの合計額か ら基礎控除額33万円を引いた 金額です(ただし、雑損失の繰 越控除額は控除されません)。

# 保険料率上昇の主な要因

保険料率は、法令に基づき2年間の財政運営期間における医療給付費 (医療費から窓口負担分を除いた額) などに応じて定めることになってい ます。このことから、平成24年度および平成25年度に見込まれる医療給付 費などを推計し、必要経費と公費などの収入の見込みから保険料必要額が 計算されます。その結果、右グラフのとおり医療費の増加に伴い、必要額 も増加することが見込まれたため、料率を改定せざるをえなくなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。



## 保険料の軽減

所得に応じて、保険料の軽減を実施しています (軽減には、確定申告などの所得の申告が必要です)

## 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得 金額等を合計した金額」をもとに、均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万 円以下 (その他の所得がない)	9割	4,010円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,015円
33万円+(24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く))以下 ※単身者は該当しません。	5割	20,050円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下	2割	32,080円

※65歳以上で、公的年金控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除 15万円を差し引いた額で判定。

## 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の基となる所得金額」をもとに、所得割額を 軽減しています。

	賦課の基となる所得金額 (カッコ内は、年金収入のみの場合)	軽減割合
1	15万円以下(年金収入168万円以下)	100%
2	20万円以下(年金収入173万円以下)	75%
3	58万円以下(年金収入211万円以下)	50%

※①・②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

## 会社の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国民 健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者だった場合は、所得 割額が無料となり、均等割額が9割軽減となります。

## 保険料の納付方法

保険料は、原則として、介護保険料と同様に年金から天引きされます(特別徴収)。

ただし、年金受給額が年間18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年

金受給額の2分の1を超える方などは、納付書で納めます (普通徴収)。

別徴収

#### 仮徴収(平成22年中の所得で計算) 本徴収(平成23年中の所得で計算) | 6月(2期) 8月(3期) 10月(4期) | 12月(5期) | 翌2月(6期) 4月(1期) 前年の所得が確定するまでは仮算定 所得確定後は年間額から仮徴収分を差 された保険料を納めます し引いた保険料を納めます

年金天引きや納付書のほか、口座振替による納付も可能です。希望する方はご相談ください。 ※75歳の誕生日を迎えた方など、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合は、当分の間、普通徴 収となります。



後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税の計算時に社会保 険料として控除されます。

特別徴収の場合、年金天引きされている本人に控除が適用されます が、世帯主または配偶者の口座からの振替に変更すると、口座の名義 人に社会保険料控除が適用されます。



7月から翌年2月まで、 8期で納めます。

金融機関の窓□、または 市役所、東部·西部出張所、 動く市役所で納めてくださ



問

含

世

健康福祉部保険年金課後期高齢者医療係 **2**042 (346) 9538

#### 制度・運営に関すること

広域連合お問合せセンター **2**0570 (086) 519

東京都後期高齢者医療広域連合(広域連合) **5**03 (3222) 4499

